

和束町景観計画（変更案）

パブリックコメント用

令和8年1月

和束町

和束町景観計画（変更案）

『目次』

第1章 和束町の現況

1. 和束町の現況
2. 和束町における景観特性

第2章 景観計画の基本的事項

1. 基本目的
2. 基本理念
3. 基本方針

第3章 景観計画の区域

1. 景観計画の区域
2. 地区の区分
3. 景観重点地区の指定

第4章 良好な景観形成に関する方針

1. 良好な景観形成に関する方針
2. 文化的景観の保全
3. 既存計画との調和
4. 「なりわい景観地区」における景観形成の考え方

第5章 景観を守り育てるための基準と仕組み

1. 基本方針
2. 届出対象行為
3. 届出が適用されない行為
4. 景観形成基準に関する基本方針
5. 景観形成基準
6. 届出の手続と計画の運用

第6章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針

1. 景観重要建造物の指定方針
2. 景観重要樹木の指定方針

第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項

1. 景観重要公共施設の整備に関する基本方針

第8章 屋外広告物の設置に関する方針

1. 屋外広告物の設置に関する方針

第9章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本事項

1. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本事項

第1章 和束町の現況

1. 和束町の現況

和束町は、東西に貫く和束川により形成された谷地形であり、和束谷断層による盆地をとりまく急峻な山地からなる農山村です。奈良時代より平城京と紫香楽宮とを結ぶ重要な交通路とされ、町内には聖武天皇の皇子である安積親王和束墓などの古墳群、弥勒磨崖仏や金胎寺をはじめとする鎌倉時代の石造物や寺院、神社など、歴史を物語る多くの文化財があります。

和束の茶業は、鎌倉時代の初頭に鷺峰山山麓の原山での茶の植栽が始まりと伝わり、近世には宇治の茶商に販売することで多くの利益を得ることができる農家の副業として茶の生産が普及したと言われています。江戸時代末期からの日本茶の輸出奨励や明治維新以降の殖産興業政策の中で増産が行われ、他産地に先んじて機械化にも取り組み、戦後になって、質量ともに京都府随一の煎茶産地として発展してきました。

一方で、我が国の中山間地域の自治体と同様に、和束町でも人口減少と高齢化が進んでおり、1970年代には6千人台だった人口が2010年には4千人台にまで減少しています。人口の減少に相応して茶業の担い手は減少し、茶園の荒廃が散見されるようになってきました。

しかしながら、耕作が放棄された優良な茶園は、基幹となる茶業者に集積され、規模拡大による経営改善が図られるとともに、リーフ茶の価格低下の中で需要の高いはさみ碾茶の増産もあり、茶の生産力は維持されています。

近年は、都市農村交流が盛んとなり、毎年11月に開催される茶をメインテーマとした「茶源郷まつり」には、町内外から7千人を超える人々が訪れており、和束町のお茶だけでなく、茶園景観のすばらしさが高い評価を得ていることがうかがえます。茶に関する発信も積極的に行われ、日常的にも茶園の景観や文化遺産を求めて町外から多くの観光客が訪れています。住民との交流も盛んとなり、和束町の住み心地の良さに惹かれる人や茶業への関わりを求める人が移住するようになり、それを地域がサポートするなどの事例が増えており、茶園景観を活用した地域づくりの萌芽が見られます。

2. 和束町における景観特性

（1）地形をうまく使った土地の使い方

和束町の自然地形は、湯船の山地から水を集め木津川に合流する和束川の流れにより形成された沖積土壌からなる狭小な平坦地と、鷺峰山や湯谷山などの山並みの山麓から頂に至る急峻な山間傾斜地から構成されています。

平坦地には水田が、傾斜地には茶園が分布し、平坦地から傾斜地へ移行する辺りから屋

敷地が形成され里山が展開されてきました。平坦地の土地利用では、食料を確保するため水稻が優先的に作付けされ、建築物や人工的な構造物などの建設はできる限り抑制してきました。傾斜地では、商品作物として柑橘や桑、茶などが栽培され、山地での薪の生産などと合わせて複合的な生業が展開されていましたが、明治期に茶の輸出需要が拡大し、茶の生産に特化していきました。茶園の園相や傾斜に沿った畝のつくり方、居住域との位置関係などは地区ごとに特徴があり、屋敷地周辺の茶園や山麓から山頂にいたる山なり茶園など、茶園の風景は、開墾手法や農道整備など技術の進展、茶葉の収穫方法と生産技術の変遷、生産者の創意工夫により多様に表れます。

（2）茶業と暮らしの景観

和束町の各地区では、屋敷地と茶園の織りなす良好な集落景観がみられます。このうち4つ（原山・釜塚・石寺・撰原）の斜面地に展開する特徴的な茶畠が、2008年に「宇治茶の郷 和束の茶畠」として京都府景観資産登録地区に登録され、和束らしい茶業景観が高く評価されました。畝が織りなす傾斜地茶園の独特的景観は、丘陵のなだらかな起伏や小山の地形によって生み出されたものです。

また、湯船地区には多くの伝統的民家や茶工場が残り、宇治茶の生産集落としての景観的特徴をよく残しています。自園自製の茶生産を主とする和束町の集落では、茶工場が屋敷地内にある職住一体の屋敷構えが広く見られ、独特の茶業景観がよく継承されてきています。地形と折り合う茶園や屋敷地では、土地利用のための石積みが多く見られ、茶園では畝の作り方が工夫され、屋敷地では斜面の傾斜に応じた建物の配置が見られます。

（3）暮らしの中の眺め

2013年には「日本で最も美しい村連合」への加盟が認められ、2015年には、和束町を含む山城地域一帯で育まれてきた宇治茶の歴史や文化が「日本茶800年の歴史散歩」として日本遺産の第1号に認定されました。これらは、地域の生業と暮らしの文化が生み出す景観や地域環境に地域の価値を見出しており、地域の自然風土に育まれた営みと暮らし方の保全が和束らしい景観の継承につながることがわかります。

和束盆地に見られる茶園や集落を相互に見合う眺めや斜面地にある屋敷地の屋根並みの向こうに見える茶園の広がりなどは、継承したい景観のひとつです。そこには地形を生かした土地の使い方と暮らしの文化が表れています。こうした谷に展開する広がりのある茶園と集落の眺めを継承することは、美しい村の運動と重なります。

こうした和束町の景観特性を広く発信し、集落の建築物などの更新、新しい開発や土地利用においては、こうした特性と調和し、また和束らしさを豊かにするような景観の保全と創出を進めます。

和束町における3つの景観特性を示す具体例とその景観の見方を以下に示します。

＜地形をうまく使った土地のつかい方＞



谷の地形に折り合うように、平坦地に水田、斜面地に沿って茶畠と屋敷地があり、背後に山地が続く。
農地の利用や住まい方が変化しても、こうした土地利用の基本は継承されてきた。



茶園の園相や傾斜に沿った畠のつくり方、茶園と居住域との位置関係などは、地区ごとに異なる。
それぞれに地形や開墾の歴史により特徴づけられる茶園の風景があり、茶業と一体となった生活風景がある。

＜茶業と暮らしの景観＞



自園自製の茶生産を主とする和束町では、茶工場が屋敷地内にある職住一体の屋敷構えとなる。斜面地に石積みにより形成された屋敷地は、主屋、茶工場、納屋などによって構成される生活と生産の場である。



暮らしの場であると同時に生産の場でもある屋敷地では、古い茶工場の多くは道に面して建っている。連続して開口のある独特の木造茶工場が通り景観を特徴づける。地形は屋敷地の形状、道や水路の配置に作用し、折り合ひ方が集落景観に表れる。

<暮らしの中の眺め>



和束盆地を流れる和束川の両岸に、地形を活かして形成されてきた和束の集落からは、谷を見通し、茶園や集落を相互に見合う眺めがある。



集落に建つ主屋も茶工場も納屋も、伝統的に切妻の瓦屋根が多く、連続する瓦屋根の屋根越しに茶園や谷の集落の風景が広がる。山地の緑、茶園の変化する緑、少しづつ高さが変化する屋根並みの色合いが折り重なる。

第2章 景観計画の基本的事項

1. 基本目的

和束町は、和束谷断層により形成された盆地地形であり、鷺峰山をはじめとした険しい山並みが連なり、豊かな自然と多様な歴史的資源に恵まれています。山あいや山麓にある集落と地形をうまく使った傾斜地に広がる茶園が和束らしい豊かな景観を形成しています。しかし、中山間地に位置する自治体として少子高齢化が進み、生業の維持が困難になってきており、良好な景観を形成している要素が失われつつあります。

本計画では、鎌倉時代から現代まで続く茶業の歴史や文化により培われてきた人々の営みによって形成されてきた和束らしい景観の保全・創出・育成を図り、この景観を地域資源として次世代に引き継ぐとともに、住民が誇りを持てるまちづくりを進める目的とします。

2. 基本理念

和束町にとって茶業は基幹産業であり、茶園を保全していくことは茶業の発展と継承のために極めて重要なことです。あわせて、山地を背景に茶園が広がり、茶工場と住まいが一体となった屋敷地が集まる集落の景観は、生産技術の変遷や人の営為を物語っており、茶業景観として後世に継承すべき貴重な地域資源です。

これまで文化財は、過去の人間の技が生み出した建造物や庭等を、歴史的・技術的重要性の評価に基づき、その価値を示す物証として指定・登録されていますが、こうした文化財の考え方とは異なり、景観は人々の営為が生み出したものであり、常に土地に働きかけ続けないと保全・育成することはできません。景観を評価して保全・育成することは、その景観が形成された背景にある人知れない営為を継承することでもあります。

私たちは、和束町の発展の礎のひとつとして、和束町の自然資源と史跡や歴史的建造物などの歴史的資源に加えて、茶業の生業景観を「和束町らしい景観」ととらえ、住民が誇りを持てる地域資源として保全・育成を進めていきます。

3. 基本方針

和束町には、地域の自然と茶業を中心とした複合的な生業と暮らしの営みが生み出すなりわい景観があります。茶業の振興とともに暮らしの持続を図ることにより、この和束らしい景観の保全・育成を進めるための基本方針を定めます。

（1）和束のなりわい景観を守り継ぎます

なりわい景観の中でも茶業景観は和束町における特に重要な景観特性です。生産・製造

技術や流通、需要の変遷などを背景に、地域ごとに多様な展開をみせる茶業の生業景観を保全し、育成を図ります。

（2）和束町らしい自然や歴史、文化を景観づくりに生かします

和束町において育まれてきた文化の多くは自然との関わりによるところが大きいと言えます。現在の和束町には、鷺峰山をはじめとした山々や和束川などの豊かな自然、安積親王和束墓や正法寺、金胎寺、和束天満宮をはじめとする多くの歴史資源があります。この住民が守り続けてきた歴史と文化に根ざした景観を維持・継承し、和束町らしさを生かした景観づくりを行っていきます。

（3）人々の暮らしを尊重した景観づくりを進めます

人々の生活と生業の持続を尊重しつつ、和束らしい景観を守り育てるために、建築物などの建て方や土地の使い方に関する景観形成基準を定め、その基準を町で共有し、町を磨いていくための仕組みづくりを行います。

（4）必要に応じて計画の見直しを行います

今後、これまでに示した景観計画の理念や基本方針を守りながら、計画を運用しつつ点検し、必要に応じて見直しや手直しをしていきます。

第3章 景観計画の区域

1. 景観計画の区域

和束町の景観は、急峻な山々に囲まれた和束盆地の地形とこの自然のなかで営まれてき生業と暮らしが重なり合って形成されています。町全体にわたって、なりわい景観を守り育てる取り組みを進め、地域づくりを発展させていくために、和束町全域を景観計画区域とします。

2. 地区の区分

町全域を景観計画区域とし、その中で、地形を生かし和束の暮らしと一体となった茶業景観の特徴を顕著に示し、特にその保全継承を図ることが求められる地区を「なりわい景観地区」として区分します。

① 一般地区

景観計画区域における「なりわい景観地区」以外の基本となる区域。

② なりわい景観地区

茶園と職住が一体となった屋敷地が織りなす茶業景観の特徴を顕著に示し、その保全整備が重要となる地区。

対象地区の範囲は、京都府相楽郡和束町大字原山、大字石寺、大字白栖、大字撰原の4地区全域及び大字釜塚、大字園、大字南、和束川の一部。

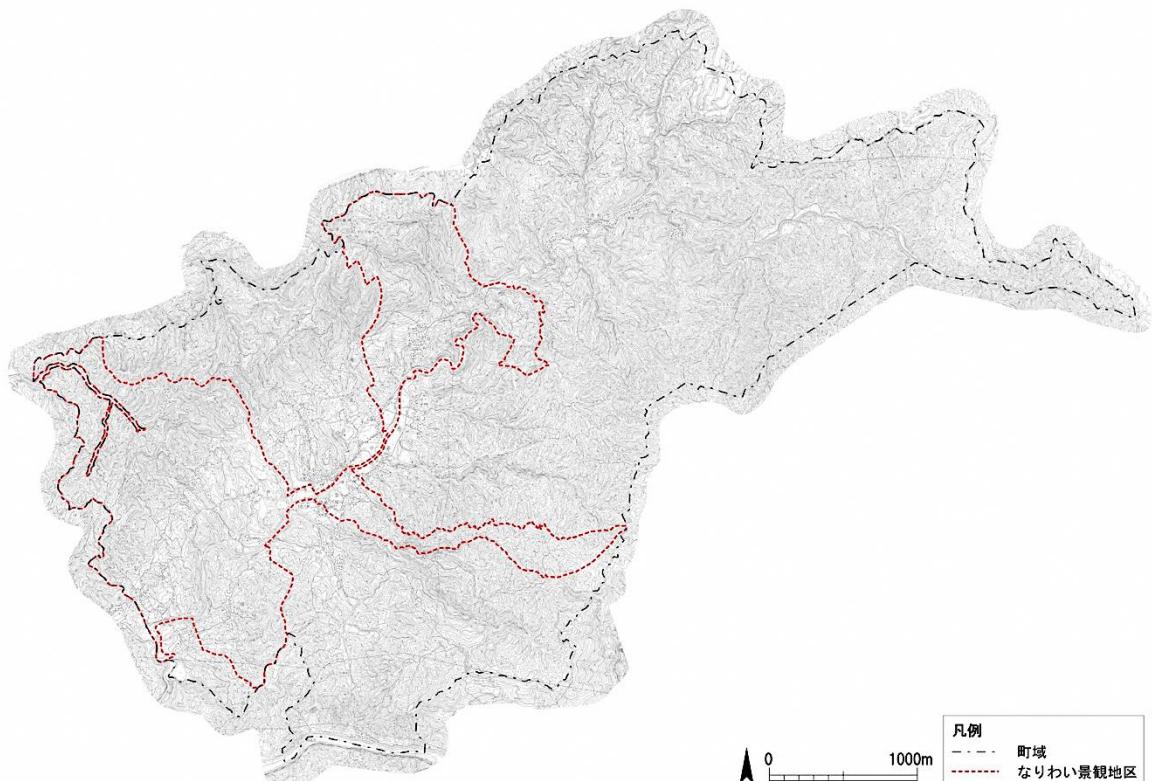


図1. 景観計画区域と地区的区分

3. 景観重点地区の指定

景観計画区域においては、地域からの申請に応じて、行政区を単位として景観重点地区を指定することができます。景観重点地区は、地区に固有の自然・文化・歴史によって形成された特徴ある景観を重点的に保全・育成を図る地区で、景観の保全・育成の方針に応じて、地区ごとに届出行為及び景観形成基準を決めることができるものです。景観重点地区においては、各地区での景観保全や育成の意欲的な取り組みをサポートする支援施策を講じ、今後、必要に応じて段階的に地区の指定や地区の拡大を検討するものとします。

（1）第一種景観重点地区

和束町特有の景観特性を有し、以下の条件に該当する地域を指定対象とします。指定地区においては、建築物・工作物を中心とした集落景観の保全・育成を積極的に行います。

- *茶園と伝統的民家・工場などの生業を支える建築物・工作物がまとまりを持って存在する地域

（2）第二種景観重点地区

和束町特有の景観特性を有し、以下の条件に該当する地域を指定対象とします。指定地区においては、茶業の生業景観の保全・育成を積極的に行うものとします。

- *茶園を中心とするなりわいの景観が優れ、特に保全・育成を進める地域

景観重点地区の指定

1. 石寺地区 第1種景観重点地区の指定（令和4年）

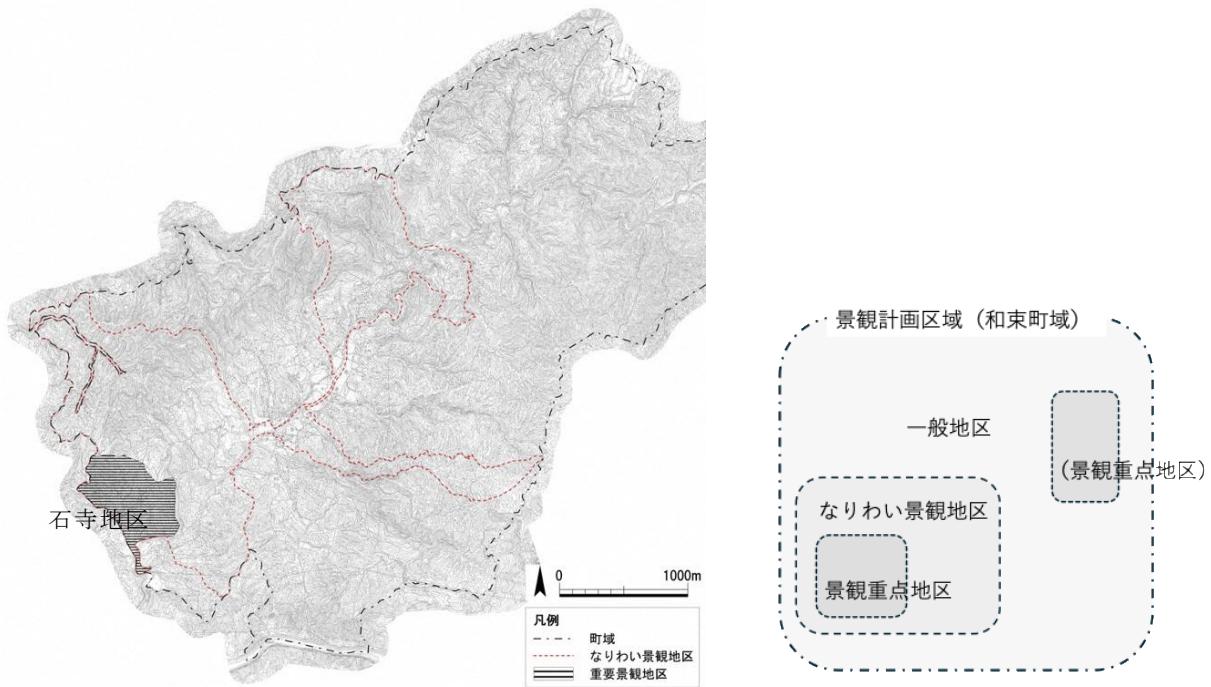


図2. 景観重点地区の位置

図3. 景観重点地区指定の考え方

第4章 良好的な景観形成に関する方針

1. 良好的な景観形成に関する方針

景観は、その土地の産業や自然・文化・歴史と住民の生活が一体化となって存在するものであり、住民の土地への働きかけの経緯を物語るものです。和束町の景観は、地域の自然資源と茶業をはじめとする生業が一体となって形成されてきた過程があり、それが現在の良好な景観の原点とも言えます。日常的に目にするなにげない景観が、先人による営為の結果であり、その継承が極めて大切であると考えています。

これから良好的な景観形成においては、各地区がそれぞれ持っている特性に根ざしながら、住民との協働によって、人々の暮らしや生業と自然との調和に配慮し、人々が地域に誇りを持てる景観まちづくりを進めていくことを基本方針とします。

2. 文化的景観の保全

和束町は、和束谷断層により形成された盆地で、四方を山に囲まれ、盆地中央に和束川が流れています。この地形と自然条件を巧みに利用して生業が展開され、江戸時代には茶の生産が広がり、現在は宇治茶の代表的な生産地となっています。傾斜地の茶園と職住が一体となった屋敷地の構成に特徴のある茶業景観が、町の全域に広がっています。この茶業景観は文化財保護法でいうところの「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地」とみることができ、和束町の全域が文化的景観といえます。

この町全域に広がる文化的景観の中で、山なり茶園や畠が織りなす傾斜地茶園と職住一体の暮らしの場によって形成される茶業景観の特徴をよく示す地区を特定し、地区を区分して重点的に景観の保全育成に取り組みます。

独特の茶業景観の特徴を示す地区においては、地形をうまく利用する土地の使い方を継承することを基本とします。段階的に変化してきた茶業の歩みが残る茶農家の建築物の特徴を保全しつつ、職住が一体となった屋敷地が形成する居住域と茶園が構成する集落のすがたを保全継承していきます。

3. 既存計画との調和

「和束町総合計画」等の国、府、町が策定している既存計画との整合に留意し、調和が保たれるように進めるものとします。

また、景観の保全・育成・創出においては、茶業の振興や住民の暮らしの持続を支援しながら進めるため、農政、まちづくり、環境など各分野の計画と調和を図りつつ、分野を超えて協働します。

4. 「なりわい景観地区」における景観形成の考え方

なりわい景観地区は、「町全域に広がる文化的景観の中で、山なり茶園や畠が織りなす傾斜地茶園と職住一体の暮らしの場によって形成される茶業景観の特徴をよく示す地区」を特定し、重点的に保全育成を図ることを目指す地区です。

なりわい景観地区では、

* 和束盆地の地形を巧みに利用した土地利用

* 近世以降の宇治茶生産の歩みを示す茶農家の郷

* モザイク状の茶園と職住一体の屋敷構えからなる集落のすがた

といった特徴が見られ、これらを保全しつつ活かしていく取り組みが求められます。

この地区での景観の保全創出は、この独特の茶業景観を地域資源として活かす地域づくりです。そのためには茶業の持続が基本であり、茶業の振興に伴う土地利用や生産装置などの変化を受け止めつつ、第2章で示す和束らしい景観特性の保全継承を図ります。合わせて、暮らしの文化を守り活かしながら景観の継承を図ります。

（1）集落の景観特性を継承する

地形をうまく活かした和束の茶業景観は、四方を取り囲む山々を背景に、丘陵や小山の傾斜地に広がる茶園、茶農家の屋敷地のまとまりである居住域、和束川に近い平坦地の水田が構成する谷の風景です。中でも暮らしの場である屋敷地は、主屋や茶工場、離れ、納屋、蔵などから構成され、その配置や屋敷地の集まり方には地区ごとの特性はあるものの、多くは木造二階建て程度の瓦屋根の家並みとなり、

職住一体の暮らし方が景観に表れています。また、地形に折り合い開墾されてきた茶園は独特の風景を生み出し、居住域では地形に応じた石積みや茶工場の配置が通り景観を特徴づけます。

暮らしや生業の必要に応じて建築物や土地利用は変化しますが、集落の景観の成り立ちを理解し、新たな建築や開発ではこうした景観特性と折り合うつくり方が求められます。



地形に折り合う茶園と居住域

（2）生業を守りつつ土地利用を調整する

明治以降の茶葉の需要拡大に応じるように和束の茶園は拡大してきました。初期は居住域に近い緩斜面地が利用され、その後、山林が人力で開墾され、戦後は山林の大規模な造成や水田や果樹園からの転作による茶園の増反が起こりました。

生活や生業は、社会経済の変化や技術の進化などにより変化します。住まいや茶工場は必要に応じて改修され建て替えられることで、複数の時代の主屋や茶工場が折り重なる風景が見られます。建物が変化しても屋根の形や色合いが同調し、宅地の石積みは残ります。また、斜面地にうまく建てることで高さの違いが折り合い、集落の茶業景観が維持されています。



斜面地に複数の時代の主屋や茶工場が折り重なる風景

生活生業の変化を受け止めながら、地形をうまく利用する土地利用の知恵が景観の持続につながります。景観には、どこに何をどのようにつくるかといった土地利用が表れます。生活・生業の変化によりこれからも土地利用の変化は起こります。茶業と生活の持続を前提に、生業のための土地利用の変化を許容しつつ、地域の生活生業に合わない用途や規模の建築物などの立地、大規模な工作物や開発など、土地利用の大きな変化を捉えて調整し、茶業景観の継承を図ります。

(3) きめ細やかな茶園の風景を保全する

和束の茶生産の特徴は、生産の機械化や茶工場の大型化が進んでも自園自製を続けているところにあります。大きな斜面地であっても、茶園の分散所有と複数の茶種や品種の組み合わせのために栽培単位が分割されることから、細やかに変化のあるモザイク状の茶園の風景が見られます。この風景が和束らしい茶業景観です。和束の茶業の持続と細やかな茶園の風景は一体であり、この独特の茶業景観の魅力を保全



細やかに変化のあるモザイク状の茶園風景

するには、景観の観点からだけではなく、農業政策と連携することも重要です。

また、開発、建築物や工作物をつくるときには、その規模や配置などに配慮し、谷の風景を特徴づけるこのきめ細やかな茶園への眺めを妨げないよう調整することが、茶園の風景の保全につながります。

第5章 景観を守り育てるための基準と仕組み

1. 基本方針

和束らしい景観を守り育てることを目指し、町内での新たな建築や開発など土地利用の変化の動きを届出によりとらえ調整することを基本とします。基準は現在ある和束の景観特性に基づき、地区ごとの特性を生かす運用を図ります。

2. 届出対象行為

景観計画区域内では、以下に示す行為を行うときには、行為に着手する 30 日前までに必ず景観法に基づく届出が必要です。

行為の種類	届出の対象規模			
	一般地区	なりわい景観地区	景観重点地区	
第一種(集落)	第二種(茶業景観)			
建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	高さ15m以上、又は建築面積500m ² 以上の建築物	建築面積が50m ² を超える建築物、外観の変更に係る部分の面積が10m ² 以上もの	建築面積が10m ² を超える建築物	高さ10m以上、又は建築面積250m ² 以上の建築物
工作物*1の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	高さ15m以上、又は建築面積500m ² 以上の工作物	高さ10m以上、又は建築面積300m ² 以上の工作物	高さ2m以上、又は建築面積200m ² 以上の工作物	高さ10m以上、又は建築面積200m ² 以上の工作物
開発行為	区域面積が1000m ² 以上の開発行為	区域面積が300m ² 以上の開発行為	区域面積が300m ² 以上の開発行為	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	盛土の高さ1m又は切土の高さ2m以上又は、500m ² 以上の土地の開墾、その他の土地の形質の変更	盛土の高さ1m又は切土の高さ2m以上又は、300m ² 以上の土地の開墾、その他の土地の形質の変更	盛土の高さ1m又は切土の高さ2m以上又は、200m ² 以上の土地の開墾、その他の土地の形質の変更	
木竹の植栽又は伐採	500m ² 以上	300m ² 以上	50m ² 以上	100m ² 以上
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積(※堆積する期間が30日を超えるもの)	堆積の用に供される土地の面積が500m ² を超えるもの	堆積の用に供される土地の面積が50m ² を超えるもの又は高さが1.5mを超えるもの (但し、道路その他の公共の場所から見えるものに限る)		

*1 工作物は以下に示すものが対象となります。

- ・鉄塔
- ・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- ・装飾塔、物見塔その他これらに類するもの
- ・高架水槽、サイロその他これらに類するもの
- ・擁壁、垣その他これらに類するもの
- ・物の製造、貯蔵又は処理の用に供する施設
- ・自動車車庫の用途に供するもの
- ・太陽光発電設備、風力発電設備、その他これらに類するもの

*ただし、太陽光発電装置のうち、照明柱等の小規模な工作物と一体となった小型のものについては、届出手続きは不要。建築物に設置する太陽光発電装置は、建築設備（建築物）として扱います。

*屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積については、「堆積する期間が30日を超えるもの」を対象とします。

3. 届出が適用されない行為

届出対象行為のうち、下記の目的により実施する行為については適用しません。

（1）通常の管理行為、軽易な行為その他の行為

茶業など農業を営むために行う行為のうち、以下に示すもの

- ・用途を改変しない農地の改変
- ・茶園の改植や果樹などの生産に伴う行為における植樹又は伐採
- ・擁壁の築造を伴わない農道の設置
- ・幅員が2m以下の用排水路の設置
- ・防霜ファンや被覆棚など、茶園での生産に関わる設備・装置の設置
- ・その他、生業を行う上で、機能維持のために日常的又は定期的に行う管理・営繕行為（害獣防護柵の設置などを含む）

（2）公益上の事由により町長が特に必要と認めるもの

また、景観法（および施行令）で届出の適用除外となっている行為があります。

- ・仮設の工作物の建設等
- ・非常災害のため必要な応急措置として行う行為

公共事業は、届出ではなく通知を求める。

「国の機関又は地方公共団体が行う行為は、届出は要しないが、景観行政団体の長（町長）に通知しなければならない。

通知のあった場合は、町は、当該国の機関又は地方公共団体に対し、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合するようるべき措置について協議を求めることができる。」（法第16条5項・6項による）

4. 景観形成基準に関する方針

良好な景観形成に関する方針をふまえ、生活・生業の持続に向けて、建築や土地利用の変化を調整しながら、和束らしい景観の保全形成を進めます。そのためのルールとして景観形成基準を示します。また、今後の景観づくりの活動の中で、地域ごとの必要に応じて地区ごとの景観形成基準を検討していくけるよう「段階的な運用」を行います。

5. 景観形成基準

行為の対象		区域			
		一般地区	なりわい景観地区		
第一種（集落）		第二種（茶園）			
共通基準		<ul style="list-style-type: none"> 周辺景観と調和し、まとまりと落ち着きのある形態・意匠とすること。 山なみや生業景観の稜線などへの良好な眺望を阻害しない形態となるよう努めること。 大規模な建築物や工作物は、形態や色彩の工夫により、圧迫感を感じさせないように配慮すること。 			
建築物	高さ・位置	<ul style="list-style-type: none"> 主要な視点場からの眺望を妨げない位置及び高さとすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 10mを超えないこと*1。 主要な視点場からの眺望を妨げない位置及び高さとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 10mを超えないこと。 主要な視点場からの眺望を妨げない位置及び高さとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 15mを超えないこと。 主要な視点場からの眺望を妨げない位置及び高さとする。
	形態・意匠	—	<ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根を基本としつつ、周辺と調和する形態とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根とし、適度な軒の出を基本とする。 	
	素材	—	<ul style="list-style-type: none"> 屋根および外壁は自然素材または自然素材と調和する素材を使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺景観と調和した素材や地域の風土に合った素材の活用に配慮すること。 	
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 周辺景観と調和した落ち着きのある色彩・素材とすること。 屋外設備や付帯施設などの色彩は、当該建築物及び周辺景観との調和に配慮すること。 			
	屋外照明	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 過剰な光量とならないよう配慮すること。 	
工作物	高さ・位置	<ul style="list-style-type: none"> 主要な視点場からの眺望を妨げない位置及び高さとすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 10mを超えないこと*1。 主要な視点場からの眺望を妨げない位置及び高さとすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 10mを超えないこと。 主要な視点場からの眺望を妨げない位置及び高さとすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 15mを超えないこと。 主要な視点場からの眺望を妨げない位置及び高さとすること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 周辺景観と調和した落ち着きのある色彩・素材とすること。 			
	屋外照明	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 過剰な光量とならないよう配慮すること。 	
開発行為		<ul style="list-style-type: none"> 自然や地形と折り合い集落景観と調和する形態規模とし、周辺の土地利用を考慮すること。 行為地の境界などに植栽を行い周囲の景観と調和するよう配慮する。 			
土地の開墾、土地の形質の変更		<ul style="list-style-type: none"> 法面・擁壁が生じる場合はできるだけ最小限となるよう工夫し、行為地における植栽などにより周辺との調和に配慮する 	<ul style="list-style-type: none"> 切土・盛土を伴う行為の際には、地形改変が最小限となるよう努めること。 法面・擁壁が生じる場合は、できるだけ最小限となるよう工夫し、石積み等の自然素材を使うことや植栽を行うことにより周辺環境に配慮する。 行為地の境界などに植栽を行い周囲の景観と調和するよう配慮する。 既存の石積みはできるだけ継承すること。 		
木竹の植栽又は伐採		<ul style="list-style-type: none"> 周辺との調和に努める 	<ul style="list-style-type: none"> 伐採はできる限り最小限にとどめ、良好な景観が維持できるように努める。 		
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（堆積期間が30日を超えるもの）		<ul style="list-style-type: none"> 主要な視点場から見えないように配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 眺めの阻害とならないよう配慮する。 できるだけ積み上げる高さを抑制し、長期に堆積を維持する場合は、遮蔽の措置などを工夫すること。 	<ul style="list-style-type: none"> できる限り、主要な視点場から見えないように配慮すること。 物件を積み上げる場合は、可能な限り低くするとともに整然かつ威圧感のないように積み上げるよう努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> できる限り、主要な視点場から見えないように配慮すること。 物件を積み上げる場合は、可能な限り低くするとともに整然かつ威圧感のないように積み上げるよう努めること。

*1 ただし、屋敷地内の茶工場など農業生産にかかる建築物または工作物および町長（景観行政団体の長）が必要と認める場合はこの限りではない。

6. 届出の手続と景観計画の運用

和束町景観計画では、町全域を景観計画区域としています。景観計画区域内で、一定規模以上の建築物の建築等を行う場合は、あらかじめ景観法に基づき届出を行い、和束町が定めた景観形成基準に適合しているかどうかの審査を受けることになります。建築などの行為の予定がある場合は、できるだけ早い段階での事前相談が有効です。

景観計画の意図を広く伝え、基準の意図を共有するよう計画について協議を行い、調整を図っていく運用とします。

届出された計画は、届出の確認後 30 日以内に基準への適合を確認し、結果を通知します。適合通知をもって行為着手が可能です。規模が大きい場合や景観上重要な場所での行為については、景観審議会に助言を求めることがあります。また、基準に不適合と判断された場合は、その旨を通知し、修正を求めます。

景観まちづくりとして、地域づくりにつながる良好な景観形成を図ります。

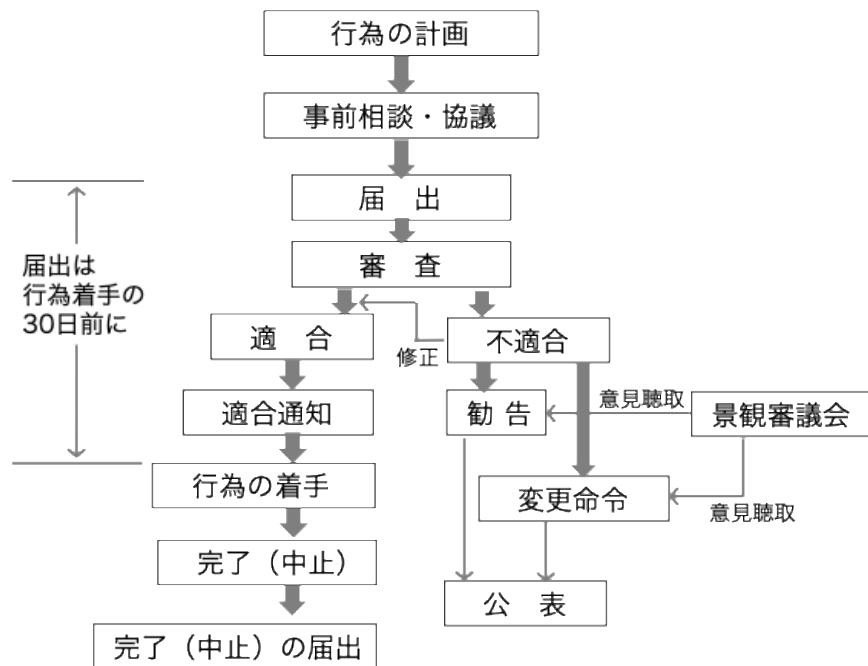


図 4. 届出の手続き

第6章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針

1. 景観重要建造物の指定方針

景観上重要と認められる建造物（建築物・工作物）は、地域住民に親しまれる景観で、地域の共有財産となりうるもので、次に該当するもののうち、公共の場所から容易に望見することができる建造物については、所有者その他の関係者の合意を得て、景観重要建造物に指定します。

- （1）地域の良好な景観を特徴づける建造物
- （2）歴史的又は文化的に価値が高いと認められた建造物
- （3）地域の良好な景観を先導し、又は継承し特徴付けている建造物
- （4）地域住民に親しまれている建造物

2. 景観重要樹木の指定方針

景観上重要と認められる樹木は、地域住民に親しまれるランドマークであり、景観として共有財産となるもので、次に該当するもののうち、公共の場所から容易に望見することができる樹木については、所有者その他の関係者の合意を得て、景観重要樹木に指定します。

- （1）地域の良好な景観を特徴づける樹木
- （2）歴史的又は文化的に価値が高いと認められた樹木
- （3）地域の良好な景観を先導し、又は継承し特徴付けている樹木
- （4）地域住民に景観の象徴として親しまれている樹木

第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項

1. 景観重要公共施設の指定方針

町内の公共施設の整備に関しては、周囲の景観との調和に配慮して進めています。

平成27年に実施した景観計画に関する住民への意識調査では、和束川や京都府道5号木津信楽線沿いの景観整備の必要性が数多く指摘されています。こういった周囲の景観に大きな影響を及ぼすと考えられる公共施設については、必要に応じて景観重要公共施設に指定し、京都府等関係機関と連携を図りながら景観に配慮した整備に関する事項について定めています。

第8章 屋外広告物の設置に関する方針

1. 屋外広告物の設置に関する方針

住民への意識調査では、屋外広告物について多くの指摘がありました。

景観計画区域においては、京都府屋外広告物条例で定めるように、一部の禁止区域（町道中西手線沿道）を除き、全域が許可区域であり、いずれの区域においても和束町屋外広告物の規制に関する基準等を定める規則に基づき許可申請が必要です。

屋外広告物は、景観への影響が大きいことから、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置については、茶園や集落等のまとまりのある景観、和束川や周囲の山々等の自然環境との調和を原則として、広告物の形状、面積、色彩等について和束町屋外広告物の規制に関する基準等を定める規則に示す許可基準に基づき、適切な規制誘導を図ることとします。

第9章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本事項

1. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本事項

住民への意識調査では、屋外広告物と合わせて、農地の転用や維持に関する規制の必要性が多く指摘されています。

良好な営農環境を確保しつつ、地域の特性に応じた良好な景観の保全・育成を図るため、景観農業振興整備計画については、地域ごとの必要に応じて策定を行います。